

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔公 告〕

官 報 諸事項

官 報

特恵関税、製造たばこ小売定価、基
本測量関係事項関係

裁 判 所

破産、免責関係

特 殊 法 人 等

農林漁業信用基金、独立行政法人新
エネルギー・産業技術総合開発機
構、独立行政法人住宅金融支援機
構参加者の有無を確認する公募手続
に係る参加意思確認書の提出を求
める公示、首都高速道路株式会社料金
の額及び徴収期間の変更、社会保険
労務士名簿登録・登録の抹消・紛争
解決手続代理業務の付記、企業年金
基金変更関係平成十八事業年度財務諸表(独立行
政法人国立公文書館、独立行政法人
農林漁業信用基金、独立行政法人新
エネルギー・産業技術総合開発機
構、独立行政法人住宅金融支援機
構参加者の有無を確認する公募手続
に係る参加意思確認書の提出を求
める公示、首都高速道路株式会社料金
の額及び徴収期間の変更、社会保険
労務士名簿登録・登録の抹消・紛争
解決手続代理業務の付記、企業年金
基金変更関係

一

- 私立学校法施行規則の一部を改正す
る省令(文部科学三五)
- 有価証券発行学校法人の財務諸表の
用語、様式及び作成方法に関する規
則(同三六)
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を
改正する省令(農林水産八三)
- 犬等の輸出入検疫規則の一部を改正
する省令(同八四)
- 感染症の病原体を媒介するおそれ
ある動物の輸入に関する規則の一部
を改正する省令(同八五)
- 地すべり等防止法施行規則の一部を
改正する省令

(農林水産・国土交通二)

〔告 示〕

- 鳥獣保護区を更新した件
(環境九〇、九一、九四、九六、九
八、一〇〇)
- 特別保護地区を指定した件
(同九一、九三、九五、九七、九九、
一〇一)

元

毛

云

三 二 一

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

三 二 元

三 二 一

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

二 一 三

二 一 一

二 一 二

第四節 純資産(第四十九条・第五十条)

第五節 雜則(第五十一条・五十二条)

第三章 損益計算書(第五十三条・第六十七条)

第四章 純資産変動計算書(第六十八条・第七十一条)

第五章 キャッシュ・フロー計算書(第七十二条・第七十九条)

第六章 附屬明細表(第八十条・第八十二条)

附則

第一章 総則

(適用の一般原則)

第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。)第四十七条第一項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない書類のうち財務諸表の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つるものとする。

(定義)

第二条 この省令において「有価証券発行学校法人」とは、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一條第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとして、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等(法第三条に規定する学校法人及び法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。)であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する募集又は売出しを行つたものをいう。

第三条 この省令において「財務諸表」とは、法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表及び収支計算書(損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附屬明細表に限る。)をいう。

第四条 この省令において「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。

第五条 この省令において「経常的な活動」とは、有価証券発行学校法人の事業目的のための事業活動において経常的に又は短期的に循環して行われる活動をいう。

第六条 この省令において「子会社」とは、有価証券発行学校法人が会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び次項において「意思決定機関」という。)を支配している場合の当該会社等をいう。この場合において、有価証券発行学校法人及び子会社又は子会社が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、当該有価証券発行学校法人の子会社とみなす。

第七条 前項に規定する「会社等の意思決定機関を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう。

第八条 一 子会社以外の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の会社等の議決権の百分の十五以上百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

イ 役員等である者又はこれらであつた者であつて自分が当該子会社以外の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該子会社以外の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該子会社以外の会社等に対しても重要な役職を行つていていること。

ハ 当該子会社以外の他の会社等に対する重要な技術を提供していること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己的計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該会社等の議決権の過半数を占めていること。

二 会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該会社等の議決権の過半数を占めていること。

- 口 役員等(理事、監事、評議員若しくはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)である者(子会社にあつては、役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者。第八項第二号イにおいて同じ。)又はこれらであつた者であつて自分が当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 当該会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 当該会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第十一項において同じ。)の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行つてないこと(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の過半となる場合を含む。第十一項において同じ。)。
- ホ その他当該会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事が存在すること。
- ハ 当該会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第十一項において同じ。)の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行つてないこと(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の過半となる場合を含む。第十一項において同じ。)。
- 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該会社等の議決権の過半数を占めている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当する場合
- 一 この省令において「関連会社」とは、有価証券発行学校法人及びその子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる当該子会社以外の会社等をいう。
- 二 この省令において「子会社以外の会社等」の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる場合(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが明らかなことと認められる場合を除く。)をいう。
- 一 子会社以外の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有することができないことを認められる場合
- 二 子会社以外の会社等の議決権の百分の十五以上百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
- イ 役員等である者又はこれらであつた者であつて自分が当該子会社以外の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該子会社以外の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- 二 当該子会社以外の会社等に対しても重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。
- ハ 当該子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- 口 その他の子会社以外の他の会社等に対する重要な技術を提供していること。
- ハ 当該子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合(自己の計算において議決権と所有していない場合を含む。)であつて、かつ、前号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当する場合

四 複数の独立した学校法人等及び企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下この号において同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合
 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第百五号。以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二条に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されおり、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第五項及び第六項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

この省令において「関係会社」とは、有価証券発行学校法人の子会社及び関連会社をいう。

この省令において「関係学校法人」とは、有価証券発行学校法人と人事、資金、技術、取引等の関係を通じて密接な関係を有する次に掲げる学校法人等をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する学校法人等

イ 当該有価証券発行学校法人の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 当該有価証券発行学校法人の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が当該有価証券発行学校法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該有価証券発行学校法人の役員等の過半数を占めていること。

二 有価証券発行学校法人が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合における当該他の学校法人等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた学校法人等、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた学校法人等その他これらに準ずる学校法人等であつて、かつ、当該学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し密接な関係を有さないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 他の学校法人等の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 他の学校法人等の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が他の学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し影響を与えることができるものが、当該他の学校法人等の役員等の過半数を占めていること。

この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 有価証券発行学校法人の子会社

二 有価証券発行学校法人の関連会社及び当該関連会社の子会社

三 有価証券発行学校法人の関係学校法人及び当該関係学校法人の子会社

四 有価証券発行学校法人の同一の関係学校法人をもつ学校法人等

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

六 前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

八 この省令において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。

九 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他の預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同章において同じ。）であつて第三十六条により規定する流动資産に属するものをいう。

四 複数の独立した学校法人等及び企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下この号において同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合
 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第百五号。以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二条に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されおり、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第五項及び第六項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

この省令において「関係会社」とは、有価証券発行学校法人の子会社及び関連会社をいう。

この省令において「関係学校法人」とは、有価証券発行学校法人と人事、資金、技術、取引等の関係を通じて密接な関係を有する次に掲げる学校法人等をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する学校法人等

イ 当該有価証券発行学校法人の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 当該有価証券発行学校法人の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が当該有価証券発行学校法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該有価証券発行学校法人の役員等の過半数を占めていること。

二 有価証券発行学校法人が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合における当該他の学校法人等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた学校法人等、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた学校法人等その他これらに準ずる学校法人等であつて、かつ、当該学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し密接な関係を有さないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 他の学校法人等の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 他の学校法人等の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が他の学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し影響を与えることができるものが、当該他の学校法人等の役員等の過半数を占めていること。

この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 有価証券発行学校法人の子会社

二 有価証券発行学校法人の関連会社及び当該関連会社の子会社

三 有価証券発行学校法人の関係学校法人及び当該関係学校法人の子会社

四 有価証券発行学校法人の同一の関係学校法人をもつ学校法人等

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

六 前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

八 この省令において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。

九 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他の預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同章において同じ。）であつて第三十六条により規定する流动資産に属するものをいう。

四 複数の独立した学校法人等及び企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下この号において同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合
 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第百五号。以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二条に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されおり、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第五項及び第六項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

この省令において「関係会社」とは、有価証券発行学校法人の子会社及び関連会社をいう。

この省令において「関係学校法人」とは、有価証券発行学校法人と人事、資金、技術、取引等の関係を通じて密接な関係を有する次に掲げる学校法人等をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する学校法人等

イ 当該有価証券発行学校法人の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 当該有価証券発行学校法人の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が当該有価証券発行学校法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該有価証券発行学校法人の役員等の過半数を占めていること。

二 有価証券発行学校法人が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合における当該他の学校法人等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた学校法人等、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた学校法人等その他これらに準ずる学校法人等であつて、かつ、当該学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し密接な関係を有さないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 他の学校法人等の重要な財務又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ロ 他の学校法人等の資金調達額の総額の過半について融資を行つていること。

ハ 役員等である者又はこれらであった者であつて自分が他の学校法人等の財務及び事業の方針の決定に関し影響を与えることができるものが、当該他の学校法人等の役員等の過半数を占めていること。

この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 有価証券発行学校法人の子会社

二 有価証券発行学校法人の関連会社及び当該関連会社の子会社

三 有価証券発行学校法人の関係学校法人及び当該関係学校法人の子会社

四 有価証券発行学校法人の同一の関係学校法人をもつ学校法人等

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

六 前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛け金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

八 この省令において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。

九 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他の預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同章において同じ。）であつて第三十六条により規定する流动資産に属するものをいう。

(関連当事者との取引に関する注記)

第十二条 有価証券発行学校法人と関連当事者との間に取引がある場合（当該関連当事者が第三者のためには、当該有価証券発行学校法人との間で行う取引及び当該有価証券発行学校法人と第三者との間の取引であつて当該関連当事者が当該取引に関する当該有価証券発行学校法人に重要な影響を及ぼしているものがある場合を含む。）には、その重要なものについて、次に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。

一 当該関連当事者が会社等である場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容

及び当該関連当事者の議決権に対する当該有価証券発行学校法人の所有割合

二 当該関連当事者が個人である場合には、その氏名及び職業

三 当該有価証券発行学校法人と当該関連当事者との関係

四 取引の内容

五 取引の種類別の取引金額

六 取引条件及び取引条件の決定方針

七 取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当会計年度末における残高

八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）又は破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。第三十一条第一項第十号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

イ 当会計年度末における貸倒引当金残高

ロ 当会計年度に計上した貸倒引当金繰入額等

ハ 当会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）に区分されていて、当該貸倒損失を含む。）

十 関連当事者との間の取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準する事項

十一 前項の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第二条第十二項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

一二 関連当事者との間の取引のうち次に掲げるものについては、第一項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質から見て取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引

二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

三 第一項及び第二項の規定による注記は、様式第一号により記載するものとする。

四 重要な関連会社に関する注記

第五十三条 有価証券発行学校法人に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合における投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額を注記しなければならない。

一 貸借対照表項目（流动資産合計、固定資産合計、流动負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）

二 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

三 前項各号に掲げる项目的金額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により記載することができる。この場合において、その旨を注記しなければならない。

一 重要な関連会社について合算して記載する方法

二 持分法を適用した場合における投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法

(税効果会計の適用)

第十四条 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」といふ。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当年度純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

(税効果会計に関する注記)

第十五条 前条の規定により税効果会計を適用した場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳

二 当該会計年度に係る法人税等の計算に用いた税率（第三項において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当年度純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された場合には、その旨及び修正額

四 決算日後に法人税等の税率の変更があつた場合には、その内容及び影響

五 繰延税金資産の算定に当たって繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前

項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

六 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

（退職給付に関する注記）

第七十六条 退職給付（退職以後に職員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 採用している退職給付制度の概要

二 退職給付債務の額（各職員（既に退職した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に支給されると見込まれる退職給付（既に支給されたものを除く。）の額のうち、当該各職員の就職の日から賃借対照表日まで（既に退職した者については、就職の日から退職の日まで）の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち賃借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として有価証券発行学校法人の定める率（以下「割引率」という。）を用いて賃借対照表日から当該各職員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての職員について合計した額をいう。第四号において同じ。）、年金資産の額（適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。）、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三 退職給付費用の額、勤務費用の額（各職員に支給されると見込まれる退職給付の額のうち、当該各職員の当該会計年度の開始の日から賃借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、割引率を用いて賃借対照表日から当該職員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての職員について合計した額をいう。）、利息費用の額（直近の会計年度末における退職給付債務について、割引率を用いて計算した当該会計年度における利息に相当する額をいう。）及びその他の退職給付費用に関する事項

四

割引率、期待運用収益率、退職給付見込額の期間配分方法、過去勤務費用の額（退職給付制度の採用により発生する退職給付債務の額又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加額若しくは減少額をいう。）の処理年数及びその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項。

(維続法人の前提に関する注記)

第十七条 貸借対照表日ににおいて、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他有価証券発行学校法人が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 繼続法人の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営に携わる者の対応及び経営計画

(注記の方法)

第十八条 この規則の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第四条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、同条の規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかるらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかるらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により特定の科目に關係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第十九条 財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

第二章 貸借対照表

第一節 総則

(貸借対照表の記載方法)

第二十条 貸借対照表の記載方法については、この章の定めるところによる。

2 貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(資産、負債及び純資産の分類)

第二十一条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

2 資産及び負債の科目的記載の配列は、固定性配列法によるものとする。

第二節 資産

(資産の分類)

第二十二条 資産は、固定資産、繰延資産及び流動資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十三条 次に掲げる資産は、有形固定資産に属するものとする。

一 土地

二 建物（建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。）

三 構築物（アーチ、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。）

四 機器備品（標本及び模型を含む。）

五 船舶及び車両

六

リース資産（有価証券発行学校法人がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号、次号及び第九号に掲げるものである場合に限る。）

七 図書（教育研究上一時的な意義しか有さないものを除く。）

八 建設仮勘定（第一号から第五号まで及び第七号に掲げる建設中又は製作中の資産に係る支出で、工事前払金、手付金等を含む。）

九 その他の有形資産であつて流動資産又は投資である資産に属しないもの（有形固定資産の区分表示）

第二十四条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 土地

二 建物

構築物

四 教育研究用機器備品

五 その他の機器備品

六 船舶及び車両

七 リース資産

八 図書

九 建設仮勘定

十 その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産であつて別に表示することが適當であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項の規定にかかるらず、同項第七号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第七号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

4 第一項第十号の資産のうちその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）

第二十五条 前条第一項各号（第一号及び第九号を除く。次項において同じ。）に区分される有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

2 前条第一項各号に区分される有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産科目の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合において、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示方法）

第二十六条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該有形固定資産の金額から直接控除している場合にあっては、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として掲記する場合は、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもつて掲記することができる。この場合において、その旨を注記しなければならない。

(無形固定資産の範囲)
第一十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)
第二十一条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一 投資有価証券 (次号から第四号までに該当するものを除く。)
二 関係会社株式

三 その他の関係会社有価証券 (関係会社有価証券のうち、前二号に該当するものを除く。)

四 出資金 (次号に該当するものを除く。)
五 関係会社出資金

六 特定資産
七 長期貸付金 (次号及び第十号に該当するものを除く。)
八 役員等長期貸付金 (職員に対する長期貸付金を含む。)
九 関係会社長期貸付金

十 一一 破産更生債権等
一二 長期前払費用
一三 線延税金資産

- 五 その他
六 リース資産 (有価証券発行学校法人がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて当該リース物件が前各号及び次号に掲げるものである場合に限る。)
七 その他の無形資産であつて流动資産又は投資である資産に属しないもの
（無形固定資産の区分表示）
八 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
一 借地権 (地上権を含む。)
二 特許権
三 ソフトウェア
四 リース資産
五 その他

六 第二十四条第一項の規定は、無形固定資産の区分表示について準用する。

七 第一项の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号 (第四号を除く。)に掲げる項目に含めることができる。

八 第二十四条第四項の規定は、第一項第五号の資産の区分表示について準用する。

九 (無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額の表示方法)
十 第十九条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

十一 第三十条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一二 関係会社株式 (売買目的有価証券に該当する株式を除く。) その他流动資産に属しない有価証券

（第四号に規定する特定資産に該当するものを除く。）

二 出資金
三 長期貸付金
四 特定資産 (次に掲げる資産のうち特定の目的のために引き当てたものをいう。以下同じ。)

五 前各号に掲げるもののほか、有形固定資産、無形固定資産、線延資産又は流动資産に属するもの以外の長期資産

六 前払費用のうち第三十六条第二項に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

七 線延税金資産のうち第三十六条第三項に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

八 その他の資産
九 手取券

十 手取券

十一 手取券

一二 手取券

一五 手取券

一六 手取券

一七 手取券

一八 手取券

一九 手取券

二〇 手取券

二一 手取券

二二 手取券

二三 手取券

二四 手取券

二五 手取券

二六 手取券

二七 手取券

二八 手取券

二九 手取券

三〇 手取券

三一 手取券

三二 手取券

三三 手取券

三四 手取券

三五 手取券

三六 手取券

三七 手取券

三八 手取券

三九 手取券

四〇 手取券

四一 手取券

四二 手取券

四三 手取券

四四 手取券

十四 その他
十五 第二十四条第二項の規定は、投資その他の資産の区分表示について準用する。

十六 第二十四条第七号の特定資産は、減価償却引当特定資産その他当該資産の引当目的別に当該目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

十七 第二十四条第四項の規定は、第一項第十四号の資産のうち投資不動産 (投資の目的で所有する土地、建物その他不動産をいう。) 及び一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産の区分表示について準用する。

十八 (投資その他の資産に係る引当金の表示)
十九 第三十二条 投資その他の資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。

二十 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

二十一 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

二十二 前項第二号の方法による場合には、当該引当金は、当該各資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

二十三 (線延資産の範囲)
二十四 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

二十五 第二十四条第一項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

二十六 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

二十七 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

二十八 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

二十九 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十一 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十二 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十三 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十四 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

三十五 第二十四条第二項の規定は、線延資産の区分表示について準用する。

(流动資産の範囲)

第三十六条 次に掲げる資産は、流动資産に属するものとする。

一 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金及び第三十条第一項第四号に規定する特定資産に該当するものを除く。）

二 経常的な活動によつて生じた未収入金等の債権その他一年内に回収可能な債権

三 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券（第三十条第一項第四号に規定する特定資産に該当するものを除く。）

四 学用品、事務用品、給食用材料等のたな卸資産

五 前渡金（教材、事務用品等の購入のための前渡金をいう。）

六 その他の資産であつて一年内に現金化できると認められるもの（第三十条第一項第四号に規定する特定資産に該当するものを除く。）

3 2 前払費用のうち一年内に費用となるべきもの及び未収益は、流动資産に属するものとする。

3 2 流動資産に属する資産又は流动負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産のうち一年内に取り崩されると認められるものは、流动資産に属するものとする。

4 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース債務及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち一年内に期限が到来するものは、流动資産に属するものとする。

(流动資産の区分表示)

第三十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 現金及び預金

二 未収入金

三 リース債権

四 リース投資資産

五 有価証券

六 たな卸資産

七 短期貸付金

八 短期貸付金

九 前渡金

十 繰延税金資産

十一 その他

3 2 第二十四条第二項の規定は、流动資産の区分表示について準用する。

第一項第七号及び第十一号の資産のうち、役員等又は職員に対する短期債権又はその他の資産であつてその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第一項第七号の規定は、流动資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（関係会社に対する資産の注記）

第一項第三十二条の規定は、流动資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（担保資産の注記）

第一項第三十二条の規定は、流动資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（第三節 負債）

(固定負債の範囲)

第四十二条 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。

一 長期借入金（金融手形を含む。以下同じ。）

二 学校債のうち第四十四条第一項第二号に規定するもの以外のもの

三 引当金（資産に係るものと除く。以下この節において同じ。）のうち第四十四条第一項第八号に該当するもの以外のもの

四 その他の負債であつて流动負債に属しないもの

2 繰延税金負債のうち第四十四条第三項に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

3 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち第四十四条第四項に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

4 固定負債の区分表(小)

第四十三条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 長期借入金（役員等又は職員からの長期借入金及び次号に該当するものを除く。）

二 関係会社長期借入金

三 学校債

四 リース債務

五 繰延税金負債

六 引当金

七 その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債であつて別に表示することが適當であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一项第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4 第一项第七号の負債のうち、役員等又は職員からの長期借入金又はその他の負債であつてその金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动負債の範囲)

第四十四条 次に掲げる負債は、流动負債に属するものとする。

一 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。以下同じ。）

二 学校債のうち償還期限が一年内に到来するもの

三 支払手形（経常的な活動によつて発生した手形債務をいう。）

四 リース債務

五 未払金（経常的な活動に関連して発生する未払金であつて一般的の取引慣行として発生後短期間に支払われるものをいう。）

六 前受金（事業収益の前受金その他のこれに類する前受金をいう。）

七 預り金

八 引当金のうち一年内に使用されると認められるもの

九 その他の負債であつて一年内に支払又は返済されると認められるもの

10 未払費用及び前受収益は、流动負債に属するものとする。

11 流動資産に属する資産又は流动負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債のうち一年内に取り崩されると認められるものは、流动負債に属するものとする。

12 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち一年内に期限が到来するものは、流动負債に属するものとする。

(流动负债の区分表示)

- | | |
|-----|---|
| 四 | 支払手形 |
| 五 | リース債務 |
| 六 | 未払費用 |
| 七 | 前受金 |
| 八 | 預り金（役員等又は職員からの預り金を除く。） |
| 九 | 未払法人税等 |
| 十 | 未払消費税等 |
| 十一 | 緑延税金負債 |
| 十二 | 引当金 |
| 十三 | その他 |
| 四 | 第四十三条第一項の規定は、流動負債の区分表示について準用する。 |
| 三 | 第一項第八号及び第十三号の負債のうち、修学旅行積立金、科学研究費補助金（間接経費を除く。）その他に係る預り金であつてその金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債の内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 |
| 二 | 第一項第十二号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 |
| 一 | 第一項第十三号の負債のうち、役員等又は職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債であつてその金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
（緑延税金資産及び緑延税金負債の表示） |
| 四十六 | 第四十六条 第三十一条第一項第十三号に掲げる緑延税金資産と第四十三条第一項第五号に掲げる緑延税金負債がある場合には、その差額のみを緑延税金資産又は緑延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。 |
| 四十七 | 第三十七条第一項第十号に掲げる緑延税金資産と第四十五条第一項第十一号に掲げる緑延税金負債とがある場合には、その差額のみを緑延税金資産又は緑延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
（関係会社に対する負債の注記） |
| 四十八 | 第四十八条 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務であつて、将来において事業の負担となる可能性のあるものという。）がある場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 |
| 四十九 | 第四十九条 純資産は、評価・換算差額等及びその他の資産負債差額に分類して記載しなければならぬ。 |
| | （純資産の分類） |
| | 第四節 純資産 |

(評価・換算差額等の区分表示)

- 2 前項の規定にかかわらず、各収益のうちその金額が事業収益の総額の百分の五以下のものであつて一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 3 教育研究・附属事業費用に属する費用は、人件費、教育研究経費及び管理経費の項目に区分する。
- 第五十七条 教育研究・附属事業収益の注記**
- 額の合計額が教育研究・附属事業収益の総額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。
- (関係会社に係る事業費用の注記)
- 前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る収益の合計額が教育研究・附属事業費用の総額の百分の二十を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。
- 3 前二項の規定は、収益事業収益に属する収益について準用する。
- 3 (関係会社に係る事業費用の注記)
- 第五十八条 教育研究・附属事業費用の合計額が教育研究・附属事業費用の総額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。**
- 2 前項の規定により注記したもの以外の関係会社との取引により発生した費用であつてその金額の合計額が教育研究・附属事業費用の総額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。
- 2 前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る費用の合計額が教育研究・附属事業費用の総額の百分の二十を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。
- 3 前二項の規定は、収益事業費用に属する費用について準用する。
- 3 (事業損益金額の表示)
- 第五十九条 教育研究・附属事業収益の総額から教育研究・附属事業費用の総額を控除して得た額**
- (以下この条において「教育研究・附属事業損益金額」という。)又は収益事業収益の金額から収益事業費用の金額を控除して得た額(以下この条において「収益事業損益金額」という。)は、教育研究・附属事業利益金額又は収益事業利益金額として表示しなければならない。
- 2 教育研究・附属事業損益金額及び収益事業損益金額の合計額(次項及び第六十三条において「事業損益金額」という。)は、事業利益金額として表示しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額又は事業損益金額が零未満である場合には、零から教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額又は事業損益金額を控除して得た額を教育研究・附属事業損失金額若しくは収益事業損失金額又は事業損失金額として表示しなければならない。
- (事業外収益又は事業外費用の範囲)
- 第六十条 事業外収益又は事業外費用は、教育研究事業、附属事業及び収益事業の事業活動以外の原因から生じる収益又は費用であつて経常的に発生するものとする。**
- (事業外収益又は事業外費用の表示方法)
- 第六十一条 事業外収益に属する収益は、受取利息及び配当金その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。**
- 2 事業外費用に属する費用は、支払利息その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、各収益又は各費用のうちその金額が事業外収益又は事業外費用の金額の百分の十以下のものであつて一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益又は当該費用の金額を注記しなければならない。
- 2 前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る収益又は費用の合計額が事業外収益又は事業外費用の総額の百分の十を超えるものについては、その旨及び当該収益又は当該費用の金額を注記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各収益のうちその金額が事業収益の総額の百分の五以下のものであつて一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(経常損益金額の表示)

- 第六十三条 事業損益金額に事業外収益の金額を加算して得た額から事業外費用の金額を控除して得た額(次項において「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。**
- 2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を控除して得た額を経常損失金額として表示しなければならない。
- (特別利益又は特別損失の表示方法)**
- 2 前項の規定にかかわらず、各利益又は各損失のうちその金額が特別利益又は特別損失の総額の百分の十以下のものであつて一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、各利益又は各損失のうちその金額が特別利益又は特別損失の総額の百分の十以下のものであつて一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 第六十五条 減損損失を認識した資産又は資産グループ(複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。**
- 1 当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要(減損失に関する注記)
- 4 2 前項の規定にかかわらず、教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額(以下この条において「教育研究・附属事業損益金額」という。)は、教育研究・附属事業損益金額として表示しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額から収益事業費用の金額を控除して得た額(以下この条において「収益事業損益金額」という。)は、教育研究・附属事業損益金額又は収益事業利益金額として表示しなければならない。
- 2 教育研究・附属事業損益金額及び収益事業損益金額の合計額(次項及び第六十三条において「事業損益金額」という。)は、事業利益金額として表示しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額又は事業損益金額が零未満である場合には、零から教育研究・附属事業損益金額若しくは収益事業損益金額又は事業損益金額を控除して得た額を教育研究・附属事業損失金額若しくは収益事業損失金額又は事業損失金額として表示しなければならない。
- (事業外収益又は事業外費用の範囲)
- 第六十六条 経常損益金額に特別利益の金額を加算して得た額から特別損失の金額を控除して得た額(以下この条において「税引前当年度純損益金額」という。)は、税引前当年度純利益金額として表示しなければならない。**
- 2 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当年度純利益金額又は税引前当年度純損失金額の次に記載しなければならない。
- 1 当該会計年度に係る法人税等
- 2 法人税等の更正、法定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号の項目の金額に含めて注記することができる。
- 3 税引前当年度純損益金額に第二項各号に掲げる項目の金額及び前項の還付税額(同項ただし書きの場合を除く。)を加算して得た額から前項の納付税額(同項ただし書きの場合を除く。)を控除して得た額(次項において「当年度純損益金額」という。)は、当年度純利益金額として表示しなければならない。

第一項及び前項の規定にかかるらず、税引前當年度純損益金額又は當年度純損益金額が零未満である場合には、零から税引前當年度純損益金額又は當年度純損益金額を控除して得た額を税引前當年度純損失金額として表示しなければならない。
 第六十七条 引当金線入額は、その設定目的及び引当金線入額であることを示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

第四章 純資産変動計算書

(純資産変動計算書の記載方法)

第六十八条 純資産変動計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

(純資産変動計算書は、様式第四号により記載するものとする。)

第六十九条 純資産変動計算書は、評価・換算差額等及びその他の資産負債差額に分類して記載しなければならない。

第六十八条 純資産変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該区分及び科目は、前会計年度末及び当会計年度末の貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

(評価・換算差額等)

第七十条 評価・換算差額等は、前会計年度末残高 当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

第七十一条 評価・換算差額等は、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載するこし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十二条 評価・換算差額等は、前条第二項の規定にかかるらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合において、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

(その他資産負債差額)

第七十三条 評価・換算差額等は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

(キャッシュ・フロー) 計算書

第七十四条 キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

第七十五条 キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十六条 キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一 事業活動によるキャッシュ・フロー

二 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー

三 財務活動によるキャッシュ・フロー

四 現金及び現金同等物に係る換算差額

五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六 現金及び現金同等物の期末残高

七 現金及び現金同等物の期首残高

八 現金による支入

九 有価証券による支入

十 有価証券の売却による収入

十一 貸付による支入

十二 貸付金の回収による収入

十三 その他の適当と認められる項目

十四 前条第二項の規定は、前項各号に掲げる項目について準用する。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第七十七条 前条第一号に掲げる事業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次に掲げる方法のいずれかにより、事業収益及び事業費用の計算の対象となつた取引に係るキャッシュ・フロー並びに施設等整備・投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名稱を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第一次に掲げる項目に分けた主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法

イ 教育研究・附属事業収入

II 学生生徒等納付金収入

III 手数料の受入れによる収入

(5)(4)(3)	寄附金の受入れによる収入
(1)	補助金の受入れによる収入
(2)	その他の教育研究・附属事業収入
(3)	教育研究経費の支出
(4)	管理経費の支出

ハ 収益事業収入

二 その他適当と認められる項目

二 税引前當年度純利益又は税引前當年度純損失に次に掲げる項目の金額を加算又は控除して表示する方法
本

二 その他の適当と認められる項目
本

イ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目

ロ 事業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額

ハ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち、施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

五 学校債の発行による収入

六 学校債の償還による支出

七 その他適当と認められる項目

2 第七十四条第二項の規定は、前項各号に掲げる項目について準用する。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第七十七条 第七十三条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額が発生した場合には、他

と区分して表示するものとする。

第七十三条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、事業活動による

キャッシュ・フロー、施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ

・フローの収支差額の合計額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第七十八条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次に掲げるいずれかの方法により記載す

るものとする。

一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を第七十三条第一号に掲げる事業活動による

キャッシュ・フローの区分に記載する方法

二 利息及び配当金の受取額を第七十三条第二号に掲げる施設等整備・投資活動によるキャッシュ・

シュー・フローの区分に記載し、利息の支払額を同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第七十九条 キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ

れている科目の金額との関係並びに重要な非資金取引(資金の増加又は減少を伴わない取引であつ

て翌会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。)の内容を注記しなけれ

ばならない。

第六章 附属明細表

附屬明細表の記載方法

第八十条 附屬明細表の記載方法は、この章の定めるところによる。

二 次条第一項の附屬明細表は、様式第七号から第十三号までにより記載するものとする。

附屬明細表の種類

第八十一条 附屬明細表の記載方法は、次に掲げるものとする。

一 有形固定資産等明細表

二 有価証券明細表

三 特定資産明細表

四 学校債明細表

五 借入金等明細表

六 引当金明細表

七 事業費用明細表

- 2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める附屬明細表については、その作成を要しない。
- 一 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合 有価証券明細表
- 二 特定資産の合計額が資産の総額の百分の一以下である場合 特定資産明細表
- 三 当会計年度末及び直近の会計年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(学校債を除く。)の金額が当該各会計年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合 借入金等明細表
(附屬明細表の作成の省略に関する注記)
- 第八十二条 前条第二項の規定により附屬明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令の施行の日以後に終了する会計年度に係る財務諸表について適用する。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 第二条第十一項第七号、第十二条第一項第九号及び第十号並びに第二項並びに第十三条の規定

二 平成二十年四月一日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について適用する。ただし、平成十九年四月一日に開始する会計年度に係るものについて、これらの規定を適用することを妨げない。

二 第八条、第三十六条第四項、第三十七条第一項第三号及び第四号、第二十三条第六号、第二十四条第一項第八号及び第三項、第二十七条第五号、第二十八条第一項第三号及び第三項、第三十一条第四項、第四十四条第四項、第四十五条第一項第四号、第四十二条第三項並びに第四十三条第三項第四号の規定 平成二十一年四月一日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について適用する。

一 有価証券発行学校法人がリース物件の借主である場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行つているとき 次に掲げる事項

イ リース取引の処理方法

ロ 当該会計年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累

リース料残高相当額(一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。)及びリース資産減損勘定(リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。ハにおいて同じ。)の残高

ハ 当該会計年度に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額 減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

二 有価証券発行学校法人がリース物件の貸主である場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行つているとき 次に掲げる事項

イ リース取引の処理方法

ロ 当該会計年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高

(貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。)並びに未経過リース料残高相当額(一年内

のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。)

ハ 当該会計年度に係る受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額

二 利息相当額の算定方法

前項第一号の場合において、当該会計年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過

リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高(有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合にあっては、当該資産の属する科目の当該会計年度末における残高を含む。次項において同じ。)の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未

経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当該会計年度末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない

方法(次項において「支払利息込み法」という。)により算定することができる。

5. 前項の規定にかかるわい、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が有価証券発行学校法人と開連發行学校法人の事業内容に照合して重要性が乏しい場合には、当該会計年度末における当該料目に関する未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該料目による取得額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定する」ことがわかる。
6. 附則第三項第一号の場合は、当該会計年度末における当該料目による未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該料目による取得額相当額を支払利子込み法による算定する」がわかる。
7. 7. 当該会計年度末におけるオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料の金額は、一年以内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記されなければならない。ただし、ペーパーティング・リース取引については、この限りでない。
8. 8. 有価証券発行学校法人がリース物件の借主である場合には、有価証券発行学校法人の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、附則第三項及び前項の注記を要しない。
9. 9. 平成二十年四月一日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について附則第一項第二号に掲げる規定を適用する場合には、リース取引開始日（リース物件を使用収益する権利を使用する日）ができないこととなった日をもって、次項において同じが平成二十年四月一日以前に終了する会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸賃借取引に係る方法と準じて処理を行つておき、附則第一項から第六項まで及び前項の規定を準用する。この場合において、附則第三項中「平成十九年四月一日」とあるのは、「平成二十年四月一日以後」と読み替えるものとする。
10. 平成十九年四月一日以後始する会計年度に係る財務諸表について附則第一項第一号に掲げる規定を適用する場合には、リース取引開始日が平成十九年四月一日前に終了する会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸賃借取引に係る方法と準じて会計処理を行つておき、並記第一項から第六項まで及び第八項の規定を準用する。
11. 「種類」の欄には、第2条第11項各号に掲げられている開連当事者の種類を記載すること。
12. 「所在地」の欄には、国内に住所を有する開連当事者については市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する開連当事者についてはそれに準じて記載すること。ただし、開連当事者が個人である場合には記載を要しない。
13. 「議決権等の所有割合」の欄には、議決権等の所有関係を直接・間接の別がわかるように記載すること。
14. 「関連当事者の関係」の欄には、資金援助、事業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係について簡潔に記載すること。なお、開連当事者が第三者のために有価証券発行学校法人との間で行う取引については、その旨を併せて記載を要しない。
15. 「開連当事者の役員等の有無」の欄には、開連当事者の役員等の有無について当会計年度末現在の状況を記載すること。

(記載上の注意)						
種類 者名又は 名称	所在地	資本金又 は出資金 額	事業の内 部組織等 の所有割 合	開連当事 者の関 係	取引の内 容	取引金額 科目 当会計年 度末残高

開連当事者との取引

16. 開連当事者が個人又は学校法人等である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、開連当事者が職員のための過剰退職年金等である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有割合」の欄の記載を要しない。
17. 開連当事者が該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、開連当事者が事業年度中に開連当事者に該当しなくなった場合には、同一事業年度における取引であっても開連当事者に該当しなくなつた後の取引については記載を要しない。
18. 開連当事者の記載に当たつては、(1)有価証券発行学校法人の子会社及び開連会社等、(2)有価証券発行学校法人的関係学校法人等、(3)有価証券発行学校法人の役員等の別に記載することができる。
19. 有価証券発行学校法人に重要な開連会社が存在する場合には、第13条に規定する事項について注記すること。
20. 構成第2号（第20条関係）
- | 区 | 分 | 注記番号 | 前会計年度(平成年月日) | 当会計年度(平成年月日) |
|----------|----|------|--------------|--------------|
| (資産の部) | | | 金額(○円) | 構成比(%) |
| I 有形固定資産 | 土建 | | 金額(○円) | 構成比(%) |

平成19年10月31日 水曜日 官

II 事業外収益 受取利息及び配当金 その他の 支払費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
III 事業外費用 支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
IV 特別利益 前年度損益修正益 固定資産売却益 その他	×××	×××	×××	××	××	××
V 特別損失 前年度損益修正損 固定資産売却損 災害による損失 その他	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税引前当年度純利益 法人税等調整額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当年度純利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

利益金額が零未満となる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

様式第4号(第68条関係)

前会計年度(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) (単位:○円)

評価・換算差額等	純資産変動計算書	前会計年度(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当年度純利益
その他有価証券評価差額金	総延べッジ 損益 評価・換算 差額等合計	その他資産 負債差額	純資産合計

平成 年 月 日 残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計年度中の変動額						
当年度純利益						
会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日 残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

区	分	注記番号	前会計年度(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当会計年度(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
			金額	金額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー				
教育研究・附属事業収入			×××	×××
学生生徒等納付金収入			×××	×××
手数料の受入れによる収入			×××	×××
寄附金の受入れによる収入			×××	×××
補助金の受入れによる収入			×××	×××
その他の教育研究・附属事業 収入			×××	×××
教育研究・附属事業支出			△×××	△×××
人件費の支出			△×××	△×××
教育研究経費の支出			△×××	△×××
管理経費の支出			△×××	△×××
収益事業収入			×××	×××
収益事業支出			△×××	△×××
.....				
小計			×××	×××

利息及び配当金の受取額	×××	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××	△×××
法人税等支払額	△×××	△×××	△×××
.....	×××	×××	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
II 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
施設設備補助金の受入れによる収入	×××	×××	×××
特別寄附金の受入れによる収入	×××	×××	×××
有形固定資産の受入れによる収入	△×××	△×××	△×××
施設設備引当特定資産への支出	△×××	△×××	△×××
施設設備引当特定資産からの収入	△×××	△×××	△×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	△×××	△×××	△×××
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	△×××	△×××	△×××
貸付けによる支出	△×××	△×××	△×××
貸付けによる支取	△×××	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	△×××	△×××	△×××
.....	△×××	△×××	△×××
施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
短期借入れによる収入	△×××	△×××	△×××
短期借入れによる支出	△×××	△×××	△×××
長期借入れによる収入	△×××	△×××	△×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××
学校債の発行による収入	△×××	△×××	△×××
学校債の償還による支出	△×××	△×××	△×××
.....	△×××	△×××	△×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	×××	×××	×××

VI 現金及び現金同等物の期首残高	前 金 額 (自 平 成 年 月 日) 番号	前 金 額 (自 平 成 年 月 日) 番号	VI 現金及び現金同等物の期末残高
(記載上の注意)			
1. 教育研究・附属事業活動によるキャッシュ・フローに記載する補助金の受入れによる収入は、施設設備の取得を目的とした補助金以外の補助金の受入れに限る。			
2. 教育研究・附属事業活動によるキャッシュ・フローに記載する寄附金の受入れによる収入は、施設設備の取得を目的とした特別寄附金以外の寄附金の受入れに限る。	△×××	△×××	△×××
3. 「利息及び配当金の受取額については、「施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。	△×××	△×××	△×××
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。	△×××	△×××	△×××
株式第6号(第72条関係) キャッシュ・フロー計算書			
(単位:〇円)			
区 分	前 金 額 (自 平 成 年 月 日) 番号	前 金 額 (自 平 成 年 月 日) 番号	区 分
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	△×××	△×××	I 事業活動によるキャッシュ・フロー
税引前当年度純利益(又は税引前当年度純損失)	×××	×××	税引前当年度純利益(又は税引前当年度純損失)
減価償却額	×××	×××	減価償却額
貸倒引当金の増加額	×××	×××	貸倒引当金の増加額
受取利息及び配当金	△×××	△×××	受取利息及び配当金
支払利息	×××	△×××	支払利息
有価証券売却益	△×××	△×××	有価証券売却益
固定資産売却益	△×××	△×××	固定資産売却益
未収入金の増加額	△×××	△×××	未収入金の増加額
たな卸資産の増加額	△×××	△×××	たな卸資産の増加額
未払金の増加額	△×××	△×××	未払金の増加額
.....	△×××	△×××
小計	△×××	△×××	小計
利息及び配当金の受取額	△×××	△×××	利息及び配当金の受取額
利息の支払額	△×××	△×××	利息の支払額
法人税等の支払額	△×××	△×××	法人税等の支払額
.....	△×××	△×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	事業活動によるキャッシュ・フロー
II 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー	△×××	△×××	II 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー
施設設備補助金の受入れによ	△×××	△×××	施設設備補助金の受入れによ
る収入	△×××	△×××	る収入

特別寄附金の受入れによる収入	×××	×××					
有形固定資産の取得による支出	△××	△××					
有形固定資産の売却による収入	×××	×××					
施設設備引当特定資産への支出	△××	△××					
施設設備引当特定資産からの収入	×××	×××					
投資有価証券の取得による支出	△××	△××					
投資有価証券の売却による収入	×××	×××					
有価証券の取得による支出	△××	△××					
有価証券の売却による収入	△××	△××					
貸付けによる支出	△××	△××					
貸付金の回収による収入	×××	×××					
施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××					
III 財務活動によるキャッシュ・フロー							
短期借入れによる収入	×××	×××					
短期借入金の返済による支出	△××	△××					
長期借入れによる収入	×××	×××					
長期借入金の返済による支出	△××	△××					
学校債の発行による収入	×××	×××					
学校債の償還による支出	△××	△××					
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××					
IV 現金又は現金同等物に係る換算差額	×××	×××					
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	×××	×××					
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××					
VII 現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××					

資産の種類	前会計年度未残高	当会計年度増加額	当会計年度減少額	当会計年度末残高	当会計年度末残高		差引当年度末残高
					当会計年度末原価又は累積損失額	当会計年度末償却額	
有形固定資産							
計							
無形固定資産							
計							
投資その他の資産							
計							

(記載上の注意)

1. 有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
 2. 「前会計年度末残高」、「当会計年度増加額」、「当会計年度減少額」及び「当会計年度未残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該会計年度の減損損失の金額は「当会計年度未残高」の欄に内書(括弧書)として記載し、「当会計年度未残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
 3. 当会計年度末残高から減価償却累計額又は償却累計額及び減損損失累計額(減損損失額)の欄に記載すること。
1. 「利息及び配当金の受取額」については、「施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要な項目については、「その他」として括して記載することができる。

4. 贈与、災害による廃棄、滅失等の特別な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加若しくは減少があつた場合(ただし、建設仮定期の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)は、その事由を欄外に記載すること。
5. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前会計年度末残高」、「当会計年度増加額」及び「当会計年度減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。
6. 有形固定資産の当該会計年度における増加額及び減少額がいざれも当該会計年度末における有形固定資産の総額の5%以下である場合には、「当会計年度減少額」の欄の記載を省略することができる。
7. 有形固定資産の当該会計年度における増加額及び減少額がいざれも当該会計年度末における無形固定資産の総額の5%以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「前会計年度未残高」、「当会計年度増加額」及び「当会計年度減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。
8. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記している場合には、減損損失の金額は「当会計年度償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額は、「当会計年度未減価償却累計額」又は「償却累計額」の欄と「当会計年度償却額」の欄の間に「当会計年度未減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。
9. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は「当会計年度償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、「当会計年度未減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載すること。この場合には、「当会計年度未減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。

様式第8号(第81条関係)

【債券】 有価証券明細表

銘柄	券面総額(○円)	貸借対照表上額(○円)
計		

(記載上の注意)

1. 貸借対照表の投資その他の資産に計上されている特定資産について、その科目ごとに記載すること。

2. 「種類等」の欄には、現金及び預金、有価証券等に区分して記載すること。

3. 現金及び預金については、現金、定期預金等に大別して記載すること。

4. 有価証券は債券とその他のものに大別し、公社債の銘柄は「○会社物上担保付社債」のように記載すること。

5. 債券以外の有価証券は、有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

6. 「備考」の欄には、有価証券の券面総額、投資口数等を記載すること。

7. 個別の特定資産の貸借対照表上額が有価証券発行学校法人の資産の総額の1%以下である場合には、当該特定資産に関する記載を省略することができる。

様式第10号(第81条関係)

〔〇〇引当特定資産〕 特定資産明細表

種類等	金額(○円)	備考
計		

4. 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が有価証券発行学校法人の純資産の総額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
5. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

(記載上の注意)

- 当該学校法人の発行している学校債（当該会計年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。）について記載すること。
- 「鉛柄」の欄には、「第〇回物○号学校債」のように記載すること。ただし、発行している学校債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。
- 金額の重要性が乏しい学校債については、「その他」として一括して記載することができる。
- 「担保」の欄には、担保付学校債及び無担保学校債の別を記載すること。
- 減価基金付学校債については、その内容を欄外に記載すること。
- 当会計年度末残高のうち1年内に償還が予定されるものがある場合には、「当会計年度末残高」の欄にその金額を内訳（括弧書き）として記載し、その旨を注記すること。
- 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定期額の総額を注記すること。

様式第11号（第81条関係）

借入金等明細表

区分	前会計年度末残高 (○円)	当会計年度末残高 (○円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金			—	
1年内に返済予定期金			—	
長期間借入金			—	
1年内に返済予定期務			—	
長期借入金（1年内に返済予定期のものを除外く。）				
リース債務（1年内に返済予定期のものを除外く。）				
その他の有利子負債				
合計			—	—

(記載上の注意)

- 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）、リース債務及び金利の負担を伴うその他の負債（学校債を除く。以下「他の有利子負債」という。）について記載すること。
- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、有価証券発行学校法人がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各会計年度に配分している場合は、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
- 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債（1年内に返済予定期のものを除外く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定期額の総額を注記すること。

様式第12号（第81条関係）

引当金明細表

(単位：○円)

区分	前会計年度末残高	当会計年度増加額	当会計年度減少額（目的使用）	当会計年度減少額（その他）	当会計年度末残高

(記載上の注意)

- 前会計年度末及び当会計年度末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
- 「当会計年度減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- 「当会計年度減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第13号（第81号関係）

事業費用明細表

(単位：○円)

区分	金額
教育研究・附属事業	
人件費	
教育研究経費	
消耗品費	
光熱水費	
.....	

管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
.....			
教育研究・附属事業計			
収益事業			
売上原価			
商品(又は製品)期首たな卸高 当期商品仕入高(又は当期製品製造原価) 商品(又は製品)期末たな卸高			
人件費			
経費			
消耗品費			
.....			
収益事業計			
事業費用合計			

(記載上の注意)

1. 人件費、消耗品費、光熱水費、商品(又は製品)期首たな卸高、当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高(これらの費目のうちその金額が事業費用の合計額の百分の五を超えるものにものを除く。)及びこれら以外の費目でその金額が事業費用の合計額の百分の五を超えるものについて、適当な名称を付して記載すること。

2. 売上原価には、収益事業のうち商品の仕入又は製品の製造を伴う業務に係る事業費用について記載すること。

○農林水産省令第八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第五条第一項、第八条(第三十一条第一項において準用する場合を含む。)及び第五十四条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成十九年十月三十一日

農林水産大臣 若林 正俊

写 真

官 職 氏 名 生年月日

農林水
産大臣 印紙 ル
白 メ
リ
紙
厚
紙
54
幅
86

交付證明 第

交 付

年

月

日

様式第三十一号(第五十九条関係)

家畜防護官證票
一
農林水 産大臣 印

削る。

別記様式第三十一号を次のとおり改める。